

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成9年2月13日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成8年9月は20万円、同年10月から9年1月までは19万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②のうち、平成9年2月13日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月30日から9年2月13日まで
② 平成9年2月13日から10年4月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

両申立期間においてA社に継続して勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成8年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同日以後の9年2月13

日付けで、当初記録されていた8年10月1日の定時決定が取り消され、同年9月30日に遡って同被保険者資格の喪失処理が行われている事跡が確認できる。

また、オンライン記録によれば、平成9年2月13日時点でA社において厚生年金保険の被保険者であった7人についても、申立人と同様に8年9月30日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われている上、同社に係る滞納処分票により、申立期間①当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、商業登記簿により、A社は申立期間①において法人事業所として継続していることが確認できることから判断すると、同社は、申立期間①においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日を、当該喪失処理が行われた9年2月13日とすることが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、喪失処理前のオンライン記録から、平成8年9月は20万円、同年10月から9年1月までは19万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社において、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給与明細書によれば、申立期間②のうち、平成9年2月から同年11月までの期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、商業登記簿によれば、A社は申立期間②において法人事業所として継続していることが確認できる上、同社に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び雇用保険の被保険者記録により、同社は、申立期間②においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、平成9年2月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日は、9年12月1日に訂正することが必要と認められる。

また、平成9年2月から同年11月までの標準報酬月額については、訂正処理前のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に対し、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成9年12月1日から10年4月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できるものの、前述の同僚が所持する9年12月分の給与明細書によれば、同年同月は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、平成10年1月以降の期間については、当該同僚も給与明細書を所持していないことから、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、A社の当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成9年2月13日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成8年9月は24万円、同年10月から9年1月までは26万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②のうち、平成9年2月13日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月30日から9年2月13日まで
② 平成9年2月13日から10年3月1日まで

年金事務所からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

両申立期間においてA社に継続して勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間①においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成8年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同日以後の9年2月13

日付けで、当初記録されていた8年10月1日の定時決定が取り消され、同年9月30日に遡って同被保険者資格の喪失処理が行われている事跡が確認できる。

また、オンライン記録によれば、平成9年2月13日時点でA社において厚生年金保険の被保険者であった7人についても、申立人と同様に8年9月30日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われている上、同社に係る滞納処分票により、申立期間①当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、商業登記簿により、A社は申立期間①において法人事業所として継続していることが確認できることから判断すると、同社は、申立期間①においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日を、当該喪失処理が行われた9年2月13日とすることが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、喪失処理前のオンライン記録から、平成8年9月は24万円、同年10月から9年1月までは26万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社において、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚が所持する給与明細書によれば、申立期間②のうち、平成9年2月から同年11月までの期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、商業登記簿によれば、A社は申立期間②において法人事業所として継続していることが確認できる上、同社に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述、及び雇用保険の被保険者記録により、同社は、申立期間②においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②のうち、平成9年2月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日は、9年12月1日に訂正することが必要と認められる。

また、平成9年2月から同年11月までの標準報酬月額については、訂正処理前のオンライン記録から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成9年12月1日から10年3月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できるものの、前述の同僚が所持する9年12月分の給与明細書によれば、同年同月は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、平成10年1月以降の期間については、当該同僚も給与明細書を所持していないことから、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、A社の当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年10月27日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から同年9月までの標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から7年7月1日まで

B社（平成5年3月8日にA社へ名称変更）を立ち上げた際に、同社の現在の社長から、「経理は私がするので、社長になってほしい。」と頼まれ引き受けた。申立期間においては、途中で社長の任を解かれたことも知らず、会社の名前が変わっただけだと思っていた。同社からは、継続して給与が振り込まれており、給与からは、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に給与の振り込みを受けていたとする口座において、申立人から提出された平成5年1月5日から7年12月29日までの期間に係る預金取引明細照会により、毎月5日頃にA社からの振り込みが確認できる上、申立期間当時、同社に係る雇用保険被保険者の記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成5年5月31日となっており、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日より後の同年10月27日付けで遡って行われ、かつ同日付けで同年9月13日に処理された同年10月の定時決定の記録が取り消されている上、申立期間において同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚についても、同年10月27日付け

で申立人と同様に遡って資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、A社は、商業法人登記簿謄本によると、現在も存続しており、平成5年7月31日においては適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、全国健康保険協会の回答によると、申立人は、平成5年5月31日から7年5月31日までの期間において、健康保険任意継続被保険者になっていることが確認できるところ、任意継続被保険者になるためには、直前の健康保険被保険者の資格を喪失後、20日以内に任意継続被保険者資格の申請書を社会保険事務所に提出する必要があるものの、A社の厚生年金保険被保険者であった申立人を含む8人は、同社における健康保険被保険者の資格喪失の処理が行われた後に、約5か月遡って任意継続被保険者になっていることがうかがえる。

加えて、A社の事業主は、「当時、経営不振となり、保険料が支払えないことから、一旦適用事業所から外れる手続を行い、全従業員を集め任意継続の健康保険に切り替える旨を説明した。健康保険料は、会社でまとめて納付していた。」と回答していることから、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格について、平成5年5月31日に同資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格が遡って喪失した旨の処理が行われた同年10月27日とすることが妥当であると認められる。

なお、平成5年5月から同年9月までの標準報酬月額については、同年4月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち平成5年10月27日から7年7月1日までの期間については、A社に係る雇用保険の被保険者記録が全ての申立期間に確認できる同僚が保管する6年3月から同年5月までの給与支給明細書における厚生年金保険料欄において、保険料が控除されていることが確認できるものの、控除された金額は、当時の国民年金保険料相当額である上、オンライン記録において、当該同僚の同年3月から同年5月までの期間に係る国民年金保険料は、納付済みの記録となっている。

また、申立期間において国民年金の納付記録が確認できる複数の同僚は、当該期間の国民年金保険料を納付した記憶がなく、事業主から国民年金への切替えについての説明を受けた旨供述している上、オンライン記録により、当該複数の同僚に係る当該期間の国民年金保険料は、一括して複数回納付されていることが確認でき、事業主が従業員の国民年金保険料を納付していた可能性がう

かがえることから、事業主が厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

さらに、A社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間のうち平成5年10月27日から7年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立人の申立期間のうち当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

A社にD業務担当として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務地がE県F市からG県H市に移ったことはあったが、申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、A社本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年6月1日であることが確認できることから、同日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年

6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和46年に自宅に来訪した役所職員から国民年金に加入するようにと言われたため、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。その際、役所職員から、夫に万が一のことがあった場合にも、年金がもらえるようにしたらどうかと勧められ、私は夫より1年分多く保険料を現金で支払った。その時にもらった「引換用紙」は、後日、国民年金手帳と引換えに、その職員に返したので現在は手元に無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和47年1月10日に連番で払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に対して、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた際に、役所職員に勧められ、夫に万が一のことがあった場合のため、夫より1年分多く保険料を現金で納付したと申し立てしているところ、前述の記号番号の払出時点以降においては、申立期間の保険料は過年度納付によらなければ納付することができないが、i) A市は、申立期間当時、A市及び同市の国民年金推進員は過年度の保険料を収納することができなかつたと回答していること、ii) B年金事務所は、申立期間当時の過年度の保険料の収納は主に納付書により行われている上、国民年金手帳の発行前に過年度の保険料を社会保険事務所(当時)の職員が集金していたとは考え難いと回答していること、iii) 申立人は、申立期間の保険料を納付書により金融機関等で納付した記憶が無いと供述

していることを踏まえると、当該払出時点以降において、申立人が、申立期間の保険料を過年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から63年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。母が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、以降の国民年金保険料を納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者カードにより、申立人は昭和63年4月22日に国民年金任意加入の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人の母親は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、私が勤務していた事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、就職時の話合いにより国民年金保険料額に相当する額を支給してもらった取決めとなっていたはずである。妻が、妻と私の分を合わせて二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料については、私が夫婦二人分を一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立人の妻が提出した国民年金保険料領収書により、申立人の妻の昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料が 59 年 12 月 19 日に、60 年 4 月から同年 9 月までの保険料が同年 5 月 28 日に、同年 10 月から 61 年 3 月までの保険料が 60 年 12 月 25 日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 7 月 28 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の妻が提出した申立人の年金手帳の国民年金の欄に「初めて被保険者となった日」として申立期間より後の同年 7 月 29 日と記載されていることが確認できるとともに、A 市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は同年 7 月 29 日と記録されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続について記憶が明確ではない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成元年 6 月まで

申立期間当時、国民年金の集金をしていた地区の区長に、私の父が、私の国民年金保険料を手渡しで納付していたと記憶している。私は、納付期間や金額をはっきり記憶しておらず、年金手帳がいつ交付されたのかも記憶していないが、父親が納めていたのは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は確認できない上、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月当時に、申立人が加入していた厚生年金保険の番号を基に付番されており、当該基礎年金番号にほかの記号番号が統合された記録も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金の加入手続に関する記憶、申立人に係る納付書が送付された記憶、及び納付に関する記憶がない旨供述しており、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間が学生であった旨供述しているところ、申立人の父親は、「はっきりとは憶えていないが、学生時代は、国民年金保険料を納付していなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 5 月から平成元年 7 月末日までの期間、A社に継続して勤務し、B業務等に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 63 年 10 月 1 日と記録されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の前任者で、厚生年金保険被保険者資格を昭和 63 年 8 月 31 日に喪失していることが確認できる同僚は、当該事業所で数か月間を申立人と一緒に勤務したと供述していることから、申立人は、勤務の開始日は特定できないものの、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と記録されている日以前から、勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により昭和 63 年 10 月 1 日と届け出られていることが確認でき、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録と一致している。

また、申立事業所は、申立期間当時、従業員について、採用からおおむね 6 か月間を見習い期間とし、ある程度業務に慣れたことが確認できた時点で厚生年金保険への加入手続を行い保険料の控除を行っていた旨回答しているところ、オンライン記録により、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、当該事業所で勤務を開始したと供述している時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日とが符合していないことが確認できることから、申立期間当時、事業主は、従業員全員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間前後と比べ、低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間当時、給与が上がることはあっても下がることは無かったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した、A社が昭和 56 年 6 月 26 日付けで発行した「昇給賃金構成・等級号俸通知書」によれば、申立期間当時、申立人にオンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与が支給されていた可能性はうかがえる。

しかしながら、当該通知書には、申立期間に、申立人に対して支給された具体的な給与支給額及び厚生年金保険料の控除額の記載は無く、申立人がその主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、適用事業所名簿によれば、A社は平成 12 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は 17 年 3 月 * 日に破産終結していることが確認できる上、同社の元事業主及び同社の元破産管財人は、「申立人に係る資料は保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間同時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の標準報酬月額の推移を確認したところ、申立期間に標準報酬月額が減額となっている者が多数確認できる。

加えて、申立人の申立期間における標準報酬月額について、前述の被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月1日から同年10月1日まで
② 平成9年10月1日から11年1月1日まで
③ 平成11年10月1日から12年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①に係る標準報酬月額の記録並びにB社に勤務した期間のうち申立期間②及び③に係る標準報酬月額の記録が、私に実際に支給されていた給与額と相違しているので、全ての申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金が提出した標準報酬記録表によれば、申立人の申立期間①から③までに係る健康保険組合及び厚生年金基金の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所の事業及び厚生年金保険の権利義務関係を承継しているD社は、申立人が主張する給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料を保管していないと回答している上、申立人が提出した平成10年分から12年分までの給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を検証すると、申立期間のうち9年12月から10年12月までの期間及び11年10月から12年9月までの期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から③までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。